

# 火災で発生したごみの持ち込み

火災で罹災した家屋等から発生した家財道具などのごみ(火災廃棄物)を、鶴岡市のごみ処理施設に持ち込むことができます。処理手数料の免除については裏面をご覧ください。

## 持ち込みできる火災ごみ(火災廃棄物)

- 紙類 ○衣類 ○生ごみ ○プラスチック製品
- その他、茶色のごみ袋(もやすごみ)で捨てられるもの
- ござ・すだれ・風呂用マット・カーペット・じゅうたん  
(直径10cm、長さ90cm以内)
- 座敷ほうき・竹ほうき・まな板
- 布団 ○木材・枝木等(直径10cm、長さ60cm以内)
- プラスチック製容器包装類(※) ○ペットボトル(※)

## ごみ焼却施設

(鶴岡市宝田三丁目13番6号)



※火災で燃えたものはリサイクルできないため、ごみ焼却施設で受け入れます。

- びん ○缶 ○ガラス類 ○陶器類
- 金属製品 ○金属と金属以外の素材の複合品
- その他、青色のごみ袋(金属・その他)で捨てられるもの
- 粗大ごみ(家具、畳、電気製品等)

## リサイクルプラザ

(鶴岡市水沢字水京68番地1)



## 持ち込みできないごみ

### ○市の施設で処理ができないごみ

- がれき、スレート、ブロック、瓦、コンクリート、レンガ、タイル、石膏ボード、鉄骨、断熱材 等
- 土砂、庭石 等
- 直径10cm、長さ60cmより大きな木材・枝木等
- 家電リサイクル法対象品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)
- ガスボンベ・火薬 等 ■農薬・薬品 等 ■消火器 ■廃油・塗料
- 自動車の部品(タイヤ・ホイール・バッテリー・スポイラー等) ■バイク ■農機具
- 大型金庫・耐火金庫 ■スプリング入りマットレス ■ピアノ ■焼却炉
- パソコンのブラウン管モニター

### ○医療系廃棄物(感染性のあるもの、注射針など危険なもの)

### ○産業廃棄物 ※解体業者に処理を依頼した場合の木材等は産業廃棄物となります。

### ○法人から排出されるごみ ○分別されてないごみ

### ○その他、市のごみ処理施設で処理ができないごみ

【問合せ】鶴岡市役所市民部廃棄物対策課

住所: 宝田三丁目13番6号

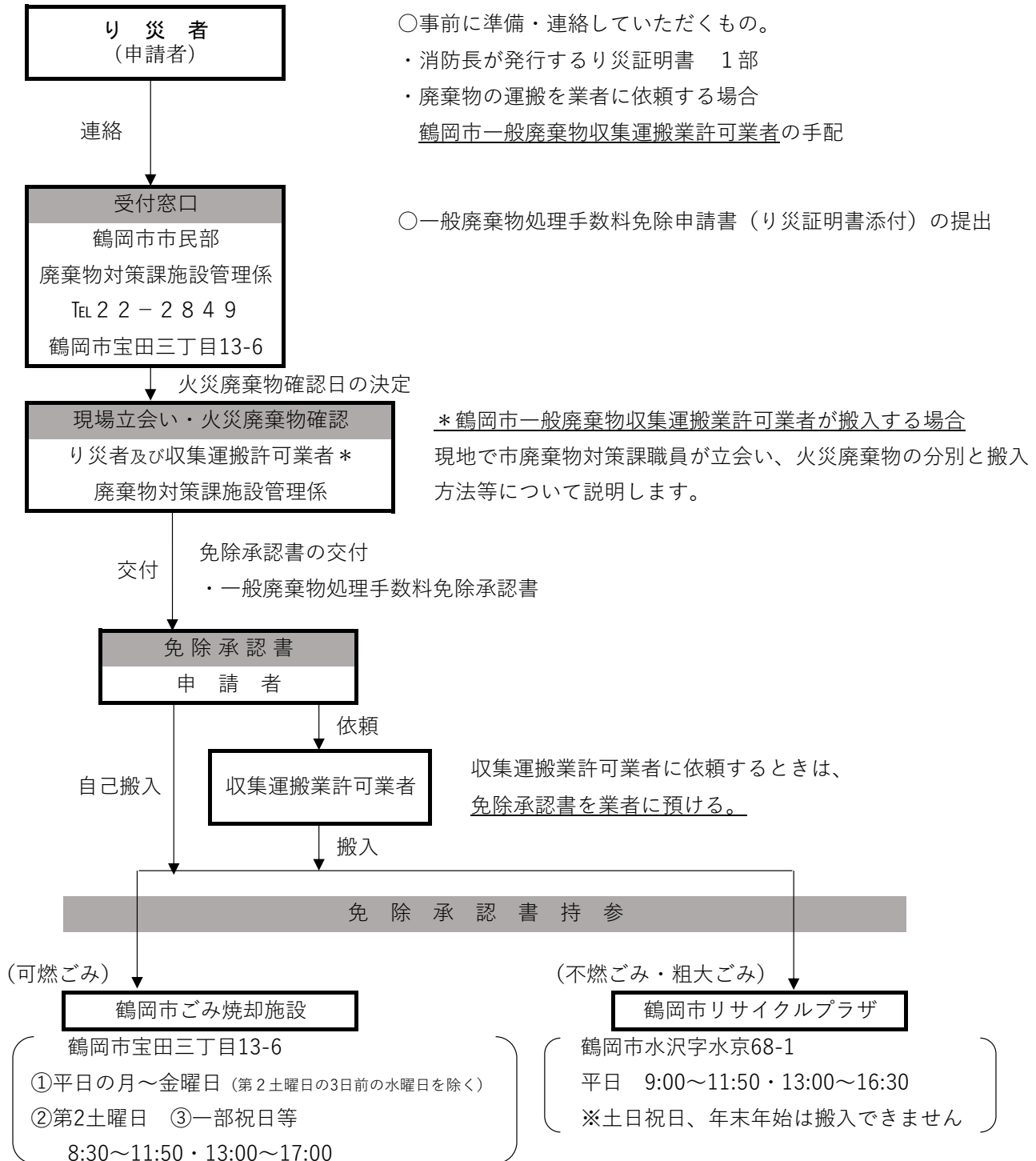
電話: 0235-22-2848

# 火災廃棄物の処理手数料免除申請手続きから搬入まで

本申請は火災廃棄物処理費用の免除措置をするものであり、解体・運搬費用を免除、補助するものではありません。

- \* 一般廃棄物のみを免除対象としており、産業廃棄物（解体工事によって生じた廃棄物等）は対象ではありません。
- \* 免除対象の範囲は、り災証明書の「り災物件の所在地」及び「申請内容」の記載部分から発生した一般廃棄物になります。詳細については、現場立会時に説明します。

免除申請を行う際は、鶴岡市市民部廃棄物対策課（Tel22-2849）にご連絡ください。



## 火災廃棄物の搬入手順

- ①鶴岡市市民部廃棄物対策課で免除承認書を受け取る。
- ②各施設（鶴岡市ごみ焼却施設・鶴岡市リサイクルプラザ）に火災廃棄物を搬入する際、受付（計量）で免除承認書を提示する。※搬入の際は係員の指示にしたがってください。